

## 新層別基準案策定理由

層別符号	層別基準	策定理由
010	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	現行同水準
020	世帯数が0の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	現行同水準
	世帯数が18世帯以上の調査区	
030	間借り等の世帯数が5%以上の調査区	現行同水準
110	都市再生機構・公社等に居住の世帯数が30%以上の調査区	現行の「公的借家」を分割。都市再生機構・公社等の借家は一箇所に集中して建っていることが多く、抽出時の一連番号は連続することが想定されるので、30%以上とすることで、抽出住戸数17のうち5程度の抽出が見込まれる。「10%以上」を設けるのは、都市再生機構・公社等に居住する世帯がある調査区はあるものの、「30%以上」に該当する調査区はない市区町村（54市区町村）向け。なお、この54市区町村における当該層の調査区数は、ほぼ1か2でごくわずか。他の類似層との合併の対象となりうる。
111	都市再生機構・公社等に居住の世帯数が10%以上の調査区	
120	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	「50%以上」は現行同水準。ただし、27国調結果をみるとほとんどの市区町村で該当調査区は無い。「10%以上」とすると多くの市区町村に調査区が存在しているが、当該調査区からどの程度の給与住宅に居住する世帯が抽出できるか、若干の懸念が残るところ。
121	給与住宅に居住の世帯数が30%以上の調査区	
122	給与住宅に居住の世帯数が10%以上の調査区	
130	公営借家に居住の世帯数が30%以上の調査区	現行の「公的借家」を分割。公営借家は一箇所に集中して建っていることが多く、抽出時の一連番号は連続することが想定されるので、30%以上とすることで、抽出住戸数17のうち5程度の抽出が見込まれる。「10%以上」を設けるのは、公営借家に居住する世帯がある調査区はあるものの、「30%以上」に該当する調査区はない市区町村向け。
131	公営借家に居住の世帯数が10%以上の調査区	
140	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	現行同水準
150	持ち家で共同住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	「持ち家」を住宅の建て方別にみると、「一戸建て」と「共同住宅」でそのほとんどを占めるものの、地域別にみると都市部は比較的「共同住宅」が多く、一方、地方は比較的「一戸建て」が多く、このような地域性も踏まえた抽出を確実のものとするため。
151	持ち家で一戸建てに居住の世帯数が50%以上の調査区	
200	その他の調査区	バスケット